

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成30年11月29日(2018.11.29)

【公開番号】特開2017-172595(P2017-172595A)

【公開日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-037

【出願番号】特願2016-55794(P2016-55794)

【国際特許分類】

F 16 C 33/78 (2006.01)

F 16 C 19/18 (2006.01)

F 16 J 15/3216 (2016.01)

F 16 J 15/3232 (2016.01)

F 16 J 15/3276 (2016.01)

【F I】

F 16 C 33/78 E

F 16 C 19/18

F 16 J 15/3216

F 16 J 15/3232 201

F 16 J 15/3276

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

前記芯金19は、軟鋼板、ステンレス鋼板等の金属板製であり、前記外輪1の軸方向内端部に内嵌固定された略円筒状の静止側嵌合筒部21と、この静止側嵌合筒部21の軸方向外端部から径方向内方に向けて折れ曲がる状態で設けられた、略円輪状の静止側側板部22とを備えている。尚、本例の場合には、前記静止側嵌合筒部21が特許請求の範囲に記載した嵌合筒部に相当する。又、前記静止側嵌合筒部21は、軸方向他側部分である軸方向外端部及び中間部を構成する、軸方向に関して外径が一定である円筒状の大径筒部24と、軸方向片側部分である軸方向内端部を構成する、軸方向内側に向かう程径方向内側に向かう方向に傾斜したテーパ筒状(部分円すい筒状)の小径筒部23とを備える。本例の場合、これら大径筒部24と小径筒部23との板厚は、互いにほぼ等しくなっている。又、このうちの大径筒部24は、前記外輪1の軸方向内端部内周面の内径よりも大きい外径を有しており、前記小径筒部23は、前記外輪1の軸方向内端部内周面の内径よりも小さい外径を有している。そして、前記大径筒部24の軸方向内端縁部が、前記外輪1の段差部16の径方向内端縁部に設けられた隅R部35と径方向に重疊する軸方向位置に配置された状態で、この大径筒部24が、前記外輪1の厚肉部15に締り嵌めで(圧入により)内嵌固定されている。これと共に、前記小径筒部23が、前記外輪1の薄肉部14に直接的には非接触に内嵌されている。